

兵庫陶芸美術館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 兵庫陶芸美術館の事業・運営の実施計画を策定するため、兵庫陶芸美術館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業評価及び計画に関すること（展示・収集保存・調査研究・情報発信・人材養成・創作学習・学社連携・その他付帯的事業等）。
- (2) 施設の運営計画に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる10人以内の委員で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、開館後の事業及び運営について、専門的な立場から検討、企画するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第7条 委員（県の職員である委員を除く。）が会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議その他委員会の職務に従事したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき、委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき、委員長が認めた委員以外の者が会議に出席したときは、該当する者に対して、旅費を支給する。

4 第1項から第3項までの旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。ただし、県の職員である委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、兵庫陶芸美術館において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失効する。

(召集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫陶芸美術館長が召集する。